平成２５年（フ）第１０４号
神奈川県平塚市松風町26番26―301号　コンフォーム平塚
債務者　野海　　隆
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川聡美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５９８号
大阪市阿倍野区相生通２丁目６番36―208号
債務者　八木　敬生
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　裕彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３２号
大阪府東大阪市南四条町14番16号　仲岡方、前住所神戸市北区道場町日下部1882番地　干場守方
債務者　藤田　信之
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６６号
大阪市浪速区桜川３丁目４番５―304号
債務者　仁井田忠吉
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木部　徹之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６８号
大阪市鶴見区諸口３丁目３番52号
債務者　富田　法子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８号
香川県高松市楠上町２丁目２番11―301号
債務者　芝岡　　亮
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　創
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７０３号
大阪府豊中市曽根西町２丁目４番38号
債務者　樫森　忠孝
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２９７号
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目９番３号　コーポまえかわ１号
債務者　前江田秀世
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
岩手県奥州市江刺区藤里字寺沢18番地
債務者　及川　陽美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第４２号
埼玉県ふじみ野市亀久保２丁目９番29号
債務者　高谷　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７号
埼玉県川越市大字鯨井1806番地　エスパース・リッシュ403号室
債務者　佐藤　伸一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５８号
埼玉県川越市大字鯨井1806番地　エスパース・リッシュ403号室
債務者　佐藤　恵子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５９号
埼玉県入間市大字下藤沢1124番地１
債務者　井出　　敦
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６２号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区１棟404号、前住所埼玉県朝霞市根岸台５丁目６番１―410号
債務者　千葉　久子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３号
埼玉県狭山市大字上奥富786番地
債務者　山梶　和明
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６８号
埼玉県所沢市小手指町４丁目10番地の２サンハイム110、前住所埼玉県所沢市松葉町８番４―302号ハイツ川合
債務者　松原　　進
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８２号
埼玉県所沢市大字上安松1120番地の18　グリーンパーク102
債務者　中川　茂彦
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部